

## 議案第3号

### 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

#### 提案理由

この案を提出するのは、平成24年8月8日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料の昇給制度を改定するに伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第3号

### 愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「職員を」を「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号級数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。